

GOOD LIVING HEADLINE

ビジネス
ユーザーの皆様へ

8
2024

商品のトレンドや新しい制度などお役に立つ情報を、日頃お引き立ていただいているビジネスユーザーの皆様へ発信します。

今さら
聞けない

景品表示法とステルスマーケティング

景品表示法(正式名称:不当景品類及び不当表示防止法)では、商品・サービスの品質、内容、価格等について一般消費者が誤認及び誤認するおそれのある表示を規制しています。今回は違反事例をご紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

不当な表示の規制と事例 不当な表示は大きく分けて3つの種類があります。

① 優良誤認表示 (景品表示法第5条第1号)

商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

<事例>屋外用シェード

表示

「通気性がよい」、「シェードの下では気温が、平均約10℃下がります」等と記載することにより、あたかも、対象商品を使用することで、対象商品の内側の空間部分の気温が約10度低下する効果が得られるかのように示す表示

実際

対象商品を使用した内側の空間部分の気温が約10度低下するとは認められないものであった。

② 有利誤認表示 (景品表示法第5条第2号)

商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を有利誤認表示として禁止しています。

<事例>住宅用太陽光発電システム

表示

「太陽光発電でこんなに違う!!合わせてなんと!月々27,222円の得!」等と記載することにより、あたかも、対象商品を設置すると毎月27,222円の利益を得ることができるかのように表示

実際

対象商品を設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は27,222円を大きく下回るものであった。

③ その他誤認されるおそれのある表示 (景品表示法第5条第3号)

優良誤認表示及び有利誤認表示のほか、一般消費者に誤認されるおそれがある表示を特に指定して、禁止しています。

<例>おとり広告に関する表示

チラシに、「本日より! 10点限定」と表示しているにもかかわらず、実際には商品を用意しておらず取引が出来ない場合は不当表示となる。



ステルスマーケティングを不当表示とするよう景品表示法第5条第3号に基づく告示が指定されました。(令和5年10月1日)

「ステルスマーケティング」とは

第三者が行ったように見えるSNSの投稿やレビューサイトの口コミの中にも、実は商品・サービスを製造・販売している事業者が投稿している広告があり、これらは「ステルスマーケティング」といわれる不当表示です。消費者庁の調査の結果、違反とされた場合は事業者措置命令が行われ、消費者庁のWebサイトで内容が公表されるなど、信頼の著しい低下に繋がります。

事業者の表示と判断されるもの

事業者の表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について行う表示のことであり、一般消費者に対して、商品・サービスを知らせる表示全般のことで、つまり、**広告**のことになります。

① 事業者が自ら行う表示

<例>

- ・事業者が自らの商品パッケージに表示する場合
- ・事業者が自らのSNSのアカウントに、自社の商品について表示(投稿)する場合



② 事業者が明示的に依頼・指示をして第三者に表示させた場合

<例>

- ・事業者が、インフルエンサーに商品の特徴などを伝えた上で、インフルエンサーがそれに沿った内容をSNS上や口コミサイト上に表示する場合



裏面でも事業者の表示判断などの例をご紹介します。

裏面へ

事業者の表示と判断されるもの

③ 事業者が第三者になりすまして行う表示

事業者と一定の関係性を有し、事業者と一体と認められる従業員や、事業者の子会社等の従業員が行った事業者の商品または役務に関する表示も含まれます。第三者の表示であっても、事業者が表示内容の決定に関与した場合、事業者の表示となります。

<例>

- 商品の販売担当者（役員、管理職等）が販売を促進するため、自社商品の認知度をあげるために商品の画像や文章をSNSに表示（投稿）する場合

④ 事業者が明示的に依頼・指示をしていない場合であっても、第三者に表示させた場合となるもの

<例>

- 事業者が、インフルエンサー等の第三者に対し、無償で商品提供した上でSNS投稿を依頼した結果、第三者が事業者の方針に沿った表示（投稿）内容を行った場合



広告とはならないもの

- 第三者が、自主的な意思に基づきSNS等に表示（投稿）をする場合
- 第三者が、SNS上のキャンペーンや懸賞に応募するために自主的な意思に基づき表示（投稿）を行う場合

広告としての表示内容に問題がある場合とない場合

一般消費者から見て、事業者の表示であることが明瞭となっているか、不明瞭となっているかの判断に当たっては、表示上の特定の文章、図表、写真などから一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となります。

OK の例

- 「広告」「プロモーション」「PR」といったSNS等で広く一般に利用されている文言による表示を行う場合
- 新聞紙の広告欄のように「広告」等と記載されている表示を行う場合
- 事業者自身のSNSアカウントを通じて表示を行う場合



NG の例

- 事業者の表示であることが全く記載されていない場合
- 一般消費者が事業者の表示であることを認識しにくい、文言・場所・大きさ・色で表示する場合（文章で表示する場合も含む）
- 事業者の表示であることを大量のハッシュタグ（#）の中に表示する場合

消費者庁
景品表示法ページ出典：消費者庁パ
ンフレット「景品
表示法とステルス
マーケティング」

HV series

間口 60cm / 75cm

間口60cmに
二面鏡
登場！

HVシリーズの間口60cmに、
二面鏡がNew Lineup!
コンパクトな奥行き49cmなので、
スペースでお悩みの洗面空間や
リフォームにも対応できます。

間口60cmでも収納が隠せる洗面鏡がお選びいただけるようになりました。
メインミラーは二面鏡でクラス最大級の幅約38cm^{※1}のため、鏡に映る姿が見やすく、また、左右とも内開きなので合わせ鏡としてお使いいただけます。

※1 2024年3月1日当社調べによる。

画像セット価格 149,800円(税抜)

画像は間口60cm・二面鏡・水栓(節湯C1・一般地用)開き扉タイプ 扉 ホワイトです。

※画像はイメージです。チラシと実物では色柄が異なります。実物やサンプルでご確認ください。記載価格には、消費税及び取付・設置費、使用済み商品の引き取り費などは含まれておりません。

NEW



編集後記

広告宣伝活動にSNSが欠かせなくなった今、身につけたい景品表示法とステルスマーケティングの知識。ペナルティを受けたり、消費者に不信感を与えることのないように、気をつけたいですね。

ハウステック
公式SNS

Instagram



X (旧Twitter)



Pinterest



YouTube